

第2号議案 令和4年度事業計画及び収支予算について

1 事業計画

(1) 基本方針

一昨年来、新型コロナウイルス感染が世界中に拡がり、わが国においても数度にわたる緊急事態宣言が発せられ、感染力の強い変異型ウイルスによる第6波はやや落ち着いているものの、BA-2株による第7波が懸念されている。

住宅産業においては、コロナ禍に加え、昨年春以来「ウッドショック」による木材製品価格の高騰や、建材や住宅機器の品薄等による工期延伸等厳しい経営環境にある。さらにウクライナ侵攻による影響も懸念される。

このような状況にあるが、森林から生産される「木材」は、調湿性や断熱性に優れ、温かみや柔らかさも兼ね備え、住宅等に利用することで二酸化炭素を長期間貯蔵する等、人にも地球にもやさしい天然資源であることから、県産木材を利用促進することは大変重要で意義のある課題である。

県では、「兵庫県県産木材の利用促進に関する条例(平成29年6月制定)」の推進母体である「『ひょうごの木』利用拡大協議会」の「県産木造住宅建築促進部会」において、川上から川下までの関係者が連携強化し、具体的な推進策を協議されている。

このような情勢を踏まえ、「ひょうご木の匠の会」設立目的である兵庫県木材の利用を通じて資源循環型林業の確立と豊かな森づくりを応援するため地域木材を使用する意義や木の良さのPRを一体的に行うほか、情報交換や各種研修の開催、エンドユーザー向け広報活動などを柔軟かつ積極的に展開し、活動目的と同じくする団体の支援や各種行事、研修会への参画と広報活動を行う。

(2) 実施計画

① エンドユーザーへの活動

ア ひょうご木の匠の会のホームページを、会員主催の住宅完成見学会やイベントの案内などエンドユーザーが求める新しい情報を充実させて、閲覧しやすくするとともに、逐次更新を行う。

イ エンドユーザーが、県産木材を利用した木造住宅に关心を持っていたぐための普及啓発活動の一環として講演会の開催やPR冊子の発行、配付を行う。

ウ ひょうご木の匠の会を周知させるため、「ひょうご木の匠の会」ののぼり

をイベント会場等に掲示し、会員の希望に応じて追加配布とともにパンフレットを必要に応じて増刷し、イベントや研修会場で来場者に配布する。

② 県産木材を使用した木造住宅建築促進の活動

- ア 住宅の建築を検討している県民に対し、県産木材利用意識を高めるとともに、住宅における県産木材の利用促進を図るため、県の支援を得て県内各地域で会員主催または共催によるイベント開催費の一部を助成する。
- イ ひょうご木のすまい協議会が主催する「地域材利活用建築デザインコンテスト in 兵庫」に協賛し、「ひょうご木の匠賞」を授与することにより、会員の住宅建築技術や施工技術の向上を図り、地域木材利用の良さの再発見や用途拡大につなげる。
- ウ 兵庫県や兵庫県木材業協同組合連合会、木材利用推進協議会等と連携して、県産木材の利用拡大に向けた取組みを行う。

③ 活動状況の広報活動

県域で開催される下記のイベント行事等に出展及び協賛広告を掲示して、森林林業施策の紹介や木材利用促進等について、県林業関係団体とともに会場内で広報・啓発活動を行う。

- ア ひょうご木づかい王国学校活動への支援
- イ ひょうご木づかい王国学校との連携イベント等の実施
- ウ 第37回ひょうご木材フェア
- エ 第43回兵庫県民農林漁業祭
- オ ひょうご里山フェスタ2022（「ひょうご森のまつり」改称）
- カ 県林業関係機関紙「兵庫の林業」協賛広告

④ 研修会、勉強会の開催

- ア 会員のニーズを踏まえて、講師を招いて研修会を開催する。
- イ 会の活動に参考となるシンポジウム、講演会の開催案内を行う。

⑤ 総会、役員会の開催

- ア 毎年1回、総会を開催する。
- イ 必要に応じて、役員会を開催する。

⑥ その他

「兵庫の林業」を年4回会員に配付する。

※ 収支予算は省略